

徳島飛行場において本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通
又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項に基づき、徳島飛行場において本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、同施行に伴い、徳島飛行場において本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示（平成22年3月19日神小支掲示第1号）は廃止する。

平成30年1月23日

小松島税関支署長 ト部 伸二

1. 航空機と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

名 称	交通経由場所	交通対象者
徳島飛行場	徳島空港ターミナルビル3階 出国検査場	出国する旅客及び乗組員等
	徳島空港ターミナルビル1階 入国検査場	入国する旅客及び乗組員等
	徳島空港ターミナルビル前滑走路 側通路	旅客及び乗組員以外の者

2. 航空機と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

名 称	貨物積卸場所
徳島飛行場	2番、3番、4番スポット